

平成 31 年 3 月 11 日

小山町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

小山町農業委員会
会長 遠藤博雄

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

小山町においては、中山間地域であり、農地利用の集積・集約化が思うように進まない現状である。地域の実態に応じた柔軟な取組を推進し、それに向けた対策を講じる必要がある。

そのため、法第 7 条第 1 項に基づき、小山町農業委員会にかかる標記指針を次のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)」において、「2023 年度までに、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」を目標としていることから、平成 35 年を目標とする。

第 2 具体的な目標と取組方法

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消面積 11.1 ha

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 31 年 3 月)	570 ha	22.2 ha	3.9 %
目 標 (平成 35 年 3 月)	570 ha	11.1 ha	1.9 %

【目標設定の考え方】

平成 30 年度の農地利用状況調査にて確認された遊休農地は 22.2 ha であった。その内の 50%の解消を目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

遊休農地に対する苦情があれば、農地所有者・耕作者に対し指導する。また、農業委員会の立場としてアドバイスをするなど、日頃から遊休農地の発生の抑制活動を行なう。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 285 ha

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 31 年 3 月)	570 ha	174.9 ha	30.68 %
目 標 (平成 35 年 3 月)	570 ha	285 ha	50 %

【目標設定の考え方】

管内の農地面積570haに対し、集積率50%を目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

①人農地プランの見直しについて

「地域の置ける農業者等による協議の場」に農業委員・農地利用最適化推進委員として積極的に参加し、地域に合った「人・農地プラン」の作成・見直しに協力する。

②中間管理機構との連携について

関係機関（町関係課、農協、中間管理機構等）と連携し、農地の貸し手と借り手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

担い手の意向を踏まえた農地の集積化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④担い手の発掘活動に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体

【目標設定の考え方】

過去3年間の実績を参考に、1経営体の新規参入を目標値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

①関係機関との連携について

関係期間（町関係、農協等）連携し情報の収集を行い、新規参入者の確保に努める。

②農業委員会のフォローアップについて

農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農者のフォローアップ体制の整備に努める。

③下限面積を見直し、参入環境の下地作りを行なう。

4. その他

この指針は、農地等の利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。